令 和 ４ 年 度

三八の教育

青森県教育庁　三八教育事務所

〒039－1101 青森県八戸市大字尻内町字鴨田7
電 話　0178（27）4521、（27）5130
ＦＡＸ　0178（27）2847
E-mail　E-SANPACHI@pref.aomori.lg.jp
ＵＲＬ　http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/38-zimusyo-home.html

目　　次

新しい時代を主体的に切り拓く人づくりのために　……　三八教育事務所長　…　2
Ⅰ　青森県教育施策の方針　……　3
Ⅱ　青森県教育委員会の「施策の柱」〔令和４年度〕　……　3
令和４年度学校教育指導の方針と重点　……　4
令和４年度社会教育行政の方針と重点　……　6
令和４年度体育・健康・スポーツ行政の方針と重点　……　7
令和４年度文化財保護行政の方針と重点　……　8

【学校教育】

Ⅰ　令和４年度学校教育の年頭提言　……　10
Ⅱ　令和４年度学校教育の指導の方針と重点　……　11
〔１〕指導の方針　……　11
〔２〕指導の重点
　１　授業の充実　……　13
　２　道徳教育の充実　……　16
　３　特別活動の充実　……　18
　４　体育・健康教育の充実　……　20
　５　生徒指導の充実　……　23
　６　キャリア教育の充実　……　26
　７　特別支援教育の充実　……　28
　８　環境教育の推進　……　30
　９　国際化に対応する教育の推進　……　32
　10　情報化に対応する教育の推進　……　34
　11　研修の充実　……　36
　12　複式教育の充実　……　38
　13　幼稚園教育の充実　……　39
Ⅲ　指導の体制
〔１〕指導の形態・組織　……　42
〔２〕指導の実施要項　……　42
　１　計画訪問　……　42
　　令和４年度学校訪問における話合いの具体的項目　……　44
　２　要請訪問Ⅰ　……　45
　３　要請訪問Ⅱ　……　45
〔３〕研修計画書、研修実施報告書の提出　……　46
〔４〕自主発表会　……　46
〔５〕三戸郡教育振興会委託研修関係　……　46
Ⅳ　教育指導参考資料
〔１〕「生きる力」「確かな学力」「基礎・基本」「基礎学力」について　……　48
〔２〕学習指導案の作成について　……　50
〔３〕複式指導における「ずらし」と「わたり」　……　62
〔４〕キャリア教育で培いたい資質、能力、態度　……　64
〔５〕「校長及び教員の資質の向上に関する指標」及び「青森県教職員研修計画」について　66
Ⅴ　各種手続等
〔１〕「生徒指導に関する報告・派遣について」「生徒指導推進要綱」　……　73
〔２〕特別非常勤講師の制度と活用について　……　75
〔３〕特別支援教育巡回相談員制度について　……　77
〔４〕欠席届について　……　79
〔５〕令和４年度研究委託校(指定)　……　80
〔６〕令和４年度三八管内研究大会　……　80
Ⅵ　令和４年度学校教育主要事業一覧　……　81
Ⅶ　三八教育事務所関係提出書類・報告事項等一覧(学校教育関係)　……　83

【社会教育】

Ⅰ　令和４年度社会教育の年頭提言　……　86
Ⅱ　令和４年度社会教育の方針と実践の重点
〔１〕方針　……　87
〔２〕実践の重点
　１　学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成　……　88
　２　活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成　……　90
　３　生涯を通じた学びと社会参加の推進　……　91
　４　社会教育推進のための基盤整備　……　92
　５　地域スポーツの推進　……　94
　６　文化財の保存と活用　……　96
Ⅲ　令和４年度社会教育主要事業一覧　……　97
【資料】令和４年度社会教育の年頭提言と方針の関連図　……　99

【総務課関係】

学務関係　……　102

【資料編】

【三八管内小中学校・市町村教育委員会等一覧】　……　108
【三八教育事務所機構図・事務分掌】　……　114

新しい時代を主体的に切り拓く人づくりのために

三八教育事務所
所長　赤石　光弘

管内の各学校では、子どもたちの「生きる力」を育むことをねらいとしている学習指導要領の着実な実施に向けて、学校運営に創意工夫をこらし、特色ある教育活動が行われています。また、社会教育においても、学校・家庭・地域の連携・協働による地域の活性化や郷土に誇りを持つ教育の推進が行われています。このように、各学校並びに関係諸機関の皆様方には、それぞれの目標の達成に向けて取り組んでいることに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、小学校に引き続いて昨年度は中学校においても、学習指導要領が全面実施となりました。今回の改訂では、子どもたちが未来の社会を切り拓いていくために必要な資質・能力の確実な育成を目指しています。そのために、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が強く求められています。さらには、子どもたちに求められる資質・能力は何かということを社会と共有・連携する「社会に開かれた教育課程」の実現も重視されております。各学校においては、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく「カリキュラム・マネジメント」に努めることが求められております。

このような中、青森県教育委員会では、青森県教育振興基本計画（２０１９年度～２０２３年度）を策定し、「青森県教育施策の方針」については、「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」を継続して掲げ、様々な施策を進めております。特に重点的に取り組む施策である令和４年度の「施策の柱」とその概要は、以下のとおりです。

１ 次代を担う子どもたちに求められる資質・能力の育成

「小・中学校における教員のＩＣＴ活用指導力向上事業」、「小・中学校外国語教育充実支援事業」、「命を守る！防災教育推進事業」などの事業を継続して実施します。

２ 地域で活躍する人財の育成及び県内定着の促進

子どもたちのふるさとに対する理解を深め、誇りや愛着心を醸成する取組を行うとともに、子どもたちの将来の県内定着に向けた取組を推進します。

３ 子どもを守り支える安全・安心な教育環境の整備

「学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業」、「地域における特別支援教育相談体制強化事業」などの事業を拡充・継続して実施します。それらの諸事業をとおして、いじめや不登校などに対する相談支援体制や、特別な教育的ニーズのある子どもへの支援体制の充実を図ります。

４ スポーツの振興と文化財の保存・活用

「楽しさアップ！子どもの健康づくり事業」を継続して実施し、子どもたちが楽しいと感じる体育への授業改善と運動習慣が身に付く取組を推進します。また、「小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業」を継続して実施し、子どもたちが地域の文化財に関する理解を深める取組を推進します。

各学校においては、県の教育施策や重点事業に対しての全職員の共通理解のもと、地域や学校の実態に即した教育実践を進めるようお願い申し上げます。併せて、子どもたち一人一人の「生きる力」の確かな育成とともに、今日的な教育課題に対応していくために、教職員自らが自覚と課題意識を持ち、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」、「青森県教職員研修計画」を基に、各々のキャリアステージに応じて、社会の要請に応える資質の向上に努めるようお願い申し上げます。

三八教育事務所といたしましても、「青森県教育施策の方針」のもと、令和４年度の「施策の柱」、「学校教育指導の方針と重点」、「社会教育行政の方針と重点」などを踏まえ、「三八の教育」の一層の改善・充実を図ったところであり、管内教育委員会や関係諸機関、教育界の先達の方々には、本冊子を積極的に御活用いただくとともに、三八の教育の推進に当たって、これまでと同様に御支援・御協力くださいますようお願い申し上げます。

Ⅰ　青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知、徳、体を育む学校教育

学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育

次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用

活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成２６年１月８日決定

Ⅱ　青森県教育委員会の「施策の柱」〔令和４年度〕

１　次代を担う子どもたちに求められる資質・能力の育成

２　地域で活躍する人財の育成及び県内定着の促進

３　子どもを守り支える安全・安心な教育環境の整備

４　スポーツの振興と文化財の保存・活用

令和４年度　学校教育指導の方針と重点

青森県教育委員会

１　方　　針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

２　重　　点

(1)　授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア　主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備
イ　知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化
ウ　一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫
エ　各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫
オ　学校図書館やＩＣＴなどを活用した子どもの学びを支援する学習環境の充実

(2)　道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア　道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実
イ　道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
ウ　郷土を愛する心を育む指導の充実
エ　道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3)　特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア　自主的な態度を育てる学級活動・ホームルーム活動の工夫
イ　自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫
ウ　児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫
エ　集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4)　体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア　運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
イ　健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実
ウ　食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実
エ　安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

(5)　生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

ア　基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
イ　生徒指導の機能を生かした学年・学級・ホームルーム経営の充実
ウ　児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実
エ　児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6)　キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

ア　キャリア教育指導体制の整備・充実
イ　現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
ウ　児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7)　特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

ア　校内支援体制の充実
イ　個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
ウ　個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
エ　交流及び共同学習による相互理解の促進

(8)　環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

ア　教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
イ　地域の環境の実態に即した指導の工夫
ウ　環境にかかわる体験活動の充実

(9)　国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

ア　郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
イ　外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
ウ　異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10)　情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

ア　情報教育を推進する指導体制の整備・充実
イ　学習指導におけるＩＣＴの適切な活用の推進
ウ　情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
エ　家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11)　研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

ア　教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
イ　日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
ウ　教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
エ　学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
オ　家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

令和４年度 社会教育行政の方針と重点

青森県教育委員会

１　方　針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

２　重　点

（1）学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

ア　地域学校協働活動の促進
イ　地域が支えるキャリア教育の充実
ウ　子どもの読書活動の充実
エ　家庭教育支援の充実
オ　青少年の体験活動の充実

（2）活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

ア　地域活動の実践者、コーディネーターの養成
イ　次代の地域を担う若者の育成
ウ　地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援
エ　多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

（3）生涯を通じた学びと社会参加の推進

ア　高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実
イ　学習成果を生かした社会参加活動の支援

（4）社会教育推進のための基盤整備

ア　社会教育推進体制の充実
イ　社会教育施設の機能の充実と活用の促進
ウ　社会教育関係職員の養成と資質の向上
エ　社会教育関係団体等の活動の支援

※人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

令和４年度 体育・健康スポーツ行政の方針と重点

青森県教育委員会

１　方　　針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

２　重　　点

（１）学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

ア　教科体育（保健体育）における学習指導の充実
イ　体力の向上を図る指導の充実
ウ　体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
エ　運動部活動の充実

（２）健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

ア　学校保健の充実
イ　学校における食育の充実
ウ　学校安全の充実
エ　健康教育担当教員等の研修の充実

（３）スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実を図り、スポーツの推進に努める。

ア　ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
イ　学校や地域における子どものスポーツ機会の充実
ウ　地域のスポーツ環境の整備・充実
エ　競技スポーツの推進
オ　スポーツによる地域の活性化

（４）第８０回国民スポーツ大会の本県開催に向けた競技力向上の推進

２０２６年に本県で開催される第８０回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

令和４年度文化財保護行政の方針と重点

青森県教育委員会

１　方　　針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

２　重　　点

（１）文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

ア　文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発

イ　文化財の調査や記録作成の実施

ウ　国や県の文化財指定等の推進

エ　文化財の保存・修理等の支援

オ　「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来に継承する取組の推進

（２）文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

ア　文化財の公開・活用の促進と情報発信

イ　史跡等の公有化や整備の支援

（３）伝統芸能・技術の継承

地域で育まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

ア　伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実

イ　こどもの伝統芸能伝承活動の推進

（４）博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

ア　県立郷土館の展示・教育普及・調査研究活動の充実と情報発信

イ　三内丸山遺跡センターの遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する調査研究・展示・教育普及活動の充実と情報発信

ウ　埋蔵文化財調査センターの発掘調査・研究活動と収蔵機能の充実及び情報発信